

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：九州国際交流協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 山口 徳雄
- (3) 所在地：長崎県平戸市田平町小手田免 276 番地 2 302 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 2 号（同法第 26 条第 4 号）及び第 5 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：アーバン協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 櫻井 健司
- (3) 所在地：三重県亀山市野村町 1789 番地 16

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

事実と異なる内容の監査報告書を外国人技能実習機構に提出するなど、適正な実習監理を行っていなかったと認められることから、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体の改善命令の内容】

- 1 監理団体の改善命令を行った監理団体
 - (1) 監理団体名：越前町漁業協同組合
 - (2) 代表者職氏名：代表理事 小林 利幸
 - (3) 所在地：福井県丹生郡越前町小樟 7 号 65 番地

- 2 処分内容
技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

- 3 処分理由
技能実習生からの相談応需体制が適切に整備されていないこと、及び、傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったことにより、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合クリエイトヒット
- (2) 代表者職氏名：代表理事 岡崎 亨
- (3) 所在地：愛知県名古屋市北区落合町 200 番地

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

事実と異なる内容の監査報告書を外国人技能実習機構に提出するなど、適正な実習監理を行っていなかったと認められることから、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：相川 和哉
- (2) 代表者職氏名：相川 和哉
- (3) 所在地：岐阜県岐阜市北山2丁目6番5号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

- 平成30年 6月12日認定「認 1806012855」「認 1806012856」
同年 6月14日認定「認 1806013870」「認 1806013871」
同年 7月26日認定「認 1806020899」「認 1806020900」
同年11月29日認定「認 1806052597」
平成31年 2月19日認定「認 1806065741」
令和 元年 7月 4日認定「認 1906009963」「認 1906011805」
同年 8月 1日認定「認 1906017839」
同年11月28日認定「認 1906046730」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社イクタ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 石川 芳文、代表取締役 宮田 浩史
- (3) 所在地：愛知県名古屋市昭和区高峯町 113 番地の 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

- 平成 30 年 3 月 26 日認定「認 1706014355」「認 1706014356」
同年 4 月 17 日認定「認 1706019106」「認 1706019107」
同年 11 月 20 日認定「認 1806050636」「認 1806050637」
平成 31 年 4 月 12 日認定「認 1806074868」「認 1806074869」
同年 4 月 16 日認定「認 1906000188」「認 1906000189」「認 1906000357」
「認 1906000358」
令和 2 年 1 月 10 日認定「認 1906054740」「認 1906054741」
同年 2 月 17 日認定「認 1906062339」「認 1906062340」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：エポックインターナショナル株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 平内 國俊
- (3) 所 在 地：青森県八戸市城下二丁目 22 番 13 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

- 平成 3 0 年 6 月 1 2 日認定 「認 1802001632」 「認 1802001633」 「認 1802001634」
「認 1802001635」 「認 1802001636」 「認 1802001637」
平成 3 1 年 1 月 3 0 日認定 「認 1802011243」 「認 1802011244」 「認 1802011245」
令和 2 年 2 月 2 6 日認定 「認 1902011320」 「認 1902011321」 「認 1902011322」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

役員のうち、労働基準法違反により罰金の刑に処せられたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められる者がいることから、技能実習法第 1 6 条第 1 項第 3 号（同法第 1 0 条第 1 2 号（同法第 1 0 条第 9 号））に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社MYコミュニケーションズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 須田 哲司、代表取締役 榎本 直輝
- (3) 所在地：静岡県三島市梅名 374 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

- 平成 30 年 10 月 3 日認定 「認 1806041005」 「認 1806041006」
同年 10 月 30 日認定 「認 1806041007」 「認 1806041008」
令和 元年 10 月 28 日認定 「認 1906039697」 「認 1906039698」
同年 11 月 11 日認定 「認 1906042572」 「認 1906042573」 「認 1906042574」
「認 1906042575」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと及び出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社カンケン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 石川 利勝
- (3) 所在地：香川県観音寺市大野原町萩原 2649 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (30 件)

平成 30 年 1 月 31 日認定 「認 1710000356」
同年 4 月 16 日認定 「認 1710000357」
同年 5 月 30 日認定 「認 1810001039」 「認 1810001040」 「認 1810001041」
同年 10 月 9 日認定 「認 1810003847」 「認 1810003848」 「認 1810003849」
「認 1810003850」
平成 31 年 1 月 30 日認定 「認 1810006599」 「認 1810006600」
同年 4 月 9 日認定 「認 1810005377」 「認 1810005378」
令和 元年 6 月 10 日認定 「認 1910000599」 「認 1910000600」 「認 1910000601」
同年 11 月 20 日認定 「認 1910003928」 「認 1910003929」 「認 1910003930」
「認 1910003931」 「認 1910003932」 「認 1910003933」
令和 2 年 3 月 18 日認定 「認 1910005271」 「認 1910005272」
同年 10 月 12 日認定 「認 2010002316」 「認 2010002317」 「認 2010002318」
「認 2010002319」 「認 2010002320」 「認 2010002321」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：北九州信和有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 成田 和重
- (3) 所在地：福岡県北九州市小倉南区大字新道寺 495-1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

- 平成30年 8月29日認定「認 1812007970」「認 1812007971」「認 1812007972」
令和 元年10月18日認定「認 1912013208」「認 1912013209」「認 1912013210」
同年11月15日認定「認 1912014958」「認 1912014959」
令和 2年11月11日認定「認 2012010387」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社草場工業所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 草場 憲雄
- (3) 所在地：大分県臼杵市野津町大字吉田 988 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

- 平成30年 5月25日認定「認 1812000365」
同年 8月 2日認定「認 1812007937」「認 1812007938」「認 1812007939」
同年 9月20日認定「認 1812009665」「認 1812009666」
同年11月 5日認定「認 1812012557」「認 1812012558」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社コクシン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中村 直司
- (3) 所 在 地：愛媛県松山市畑寺町丙 89 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成31年 1月 7日認定「認 1811007073」「認 1811007074」「認 1811007075」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社鈴木牧場
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 康弘
 - (3) 所在地：愛知県田原市赤羽根町中瀬古 76 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

平成 30 年 4 月 2 日認定「認 1706014559」
令和 元年 7 月 1 日認定「認 1906014510」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社セラヴィリゾート泉郷
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 浜口 憲一
- (3) 所在地：東京都豊島区南大塚二丁目 45 番 8 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (60 件)

平成 31 年 4 月 22 日認定 「認 1904002743」 「認 1904002744」 「認 1904002745」
「認 1904002746」 「認 1904002747」 「認 1904002748」
「認 1904002749」 「認 1904002750」 「認 1904002751」
「認 1904002752」 「認 1904002753」 「認 1904002754」
「認 1904002755」 「認 1904002756」 「認 1904002757」
「認 1904002758」 「認 1904002759」 「認 1904002760」
「認 1904002761」 「認 1904002762」 「認 1904002763」
「認 1904002764」 「認 1904002765」 「認 1904002766」
令和 2 年 6 月 9 日認定 「認 2004010469」 「認 2004010470」 「認 2004010471」
「認 2004010472」 「認 2004010473」 「認 2004010474」
「認 2004010475」 「認 2004010476」 「認 2004010477」
「認 2004010478」 「認 2004010479」 「認 2004010480」
「認 2004010481」
同年 7 月 9 日認定 「認 2004012138」 「認 2004012139」 「認 2004012140」
「認 2004012141」 「認 2004012142」 「認 2004012143」
「認 2004012144」 「認 2004012145」 「認 2004012146」
「認 2004012147」 「認 2004012148」 「認 2004012149」
「認 2004012150」 「認 2004012151」 「認 2004012152」
「認 2004012153」 「認 2004012154」 「認 2004012155」
「認 2004012156」 「認 2004012157」 「認 2004012158」
「認 2004012159」 「認 2004012160」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号(同法第 10 条第 9 号) に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：滝上産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小野 博實
- (3) 所在地：北海道紋別郡滝上町字オシラネップ原野 1579 番地の 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成 30 年 10 月 19 日認定「認 1801006192」「認 1801006193」「認 1801006194」
令和 元年 10 月 23 日認定「認 1901005933」「認 1901005934」「認 1901005935」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社タナカソーイング
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 雅人
- (3) 所 在 地：愛媛県西条市高田 916 番地 107

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成30年 8月14日認定「認 1811003596」

同年11月12日認定「認 1811003700」「認 1811003701」

同年12月17日認定「認 1811006562」「認 1811006563」「認 1811006564」

「認 1811006679」「認 1811006680」「認 1811006681」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：中西 和博
- (2) 代表者職氏名：中西 和博
- (3) 所 在 地：福井県丹生郡越前町宿第 5 号 4 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

平成 3 1 年 4 月 2 日認定 「認 1807014686」「認 1807014687」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社長谷川萬治商店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 長谷川 健治、代表取締役 長谷川 泰治
- (3) 所在地：東京都江東区富岡二丁目 11 番 6 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（42 件）

| | | | | |
|---------|------------|----------------|----------------|----------------|
| 平成 30 年 | 5 月 28 日認定 | 「認 1804009698」 | 「認 1804009699」 | |
| 同年 | 6 月 12 日認定 | 「認 1804014358」 | | |
| 平成 31 年 | 4 月 8 日認定 | 「認 1804091366」 | 「認 1804091367」 | 「認 1804091368」 |
| | | 「認 1804091369」 | 「認 1804091370」 | 「認 1804091371」 |
| | | 「認 1804091372」 | 「認 1804091373」 | 「認 1804091374」 |
| | | 「認 1804091375」 | 「認 1804091376」 | 「認 1804091377」 |
| | | 「認 1804091378」 | 「認 1804091379」 | 「認 1804091380」 |
| | | 「認 1804091381」 | 「認 1804091382」 | |
| 令和 元年 | 5 月 8 日認定 | 「認 1904006382」 | 「認 1904006383」 | 「認 1904006384」 |
| | | 「認 1904006385」 | | |
| 同年 | 5 月 21 日認定 | 「認 1904000258」 | 「認 1904000259」 | 「認 1904000260」 |
| | | 「認 1904000261」 | 「認 1904000262」 | 「認 1904000263」 |
| 同年 | 5 月 30 日認定 | 「認 1904007830」 | 「認 1904007831」 | |
| 同年 | 6 月 11 日認定 | 「認 1904012013」 | 「認 1904012014」 | 「認 1904012015」 |
| | | 「認 1904012016」 | | |
| 同年 | 7 月 25 日認定 | 「認 1904024011」 | 「認 1904024012」 | 「認 1904024013」 |
| | | 「認 1904024014」 | 「認 1904024015」 | 「認 1904024016」 |

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：株式会社フジミヤ

(2) 代表者職氏名：代表取締役 可児 尚義、代表取締役 可児 定久

(3) 所在地：長野県松本市大字島内 4157 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

令和 元年 9 月 19 日認定「認 1905004404」

同年 12 月 2 日認定「認 1905006324」 「認 1905006325」

令和 2 年 1 月 20 日認定「認 1905007087」 「認 1905007088」

同年 1 月 24 日認定「認 1905008376」 「認 1905008377」

同年 1 月 31 日認定「認 1905008582」

同年 2 月 3 日認定「認 1905009152」

同年 8 月 6 日認定「認 2005001394」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社平和美装
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 齊藤 由昭
- (3) 所在地：東京都練馬区小竹町一丁目 21 番 17 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和 元年 8月 22日認定「認 1904034460」「認 1904034461」「認 1904034462」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 7 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：丸七製茶株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 成彦
 - (3) 所在地：静岡県島田市本通六丁目 8370 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）
 - 平成30年 2月 5日認定「認 1706007788」 「認 1706007789」
 - 同年 3月 9日認定「認 1706012511」
 - 同年10月31日認定「認 1806046817」
 - 平成31年 2月28日認定「認 1806061883」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：山崎工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山崎 章
- (3) 所在地：愛知県刈谷市司町五丁目 86 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (31 件)

- 平成30年 5月14日認定「認 1806000345」
同年 8月27日認定「認 1806033279」「認 1806033280」「認 1806033281」
「認 1806033282」「認 1806033283」「認 1806033284」
同年10月29日認定「認 1806046076」「認 1806046077」「認 1806046078」
「認 1806046079」
令和 元年 5月16日認定「認 1906005612」「認 1906005613」「認 1906005614」
「認 1906005615」
同年 6月 3日認定「認 1906001921」「認 1906001922」「認 1906001923」
「認 1906001924」
同年 9月 9日認定「認 1906030903」「認 1906030904」「認 1906030905」
「認 1906030906」「認 1906030907」「認 1906030908」
同年 9月24日認定「認 1906030588」「認 1906030589」「認 1906030590」
「認 1906030591」「認 1906030592」「認 1906030593」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：山二興業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 仁美
- (3) 所 在 地：茨城県鹿嶋市長栖 252 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成30年11月14日認定 「認 1803006877」「認 1803006878」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。